

減量化及び資源化計画書

令和8年〇〇月〇〇日

木更津市長 渡辺 芳邦 様

届出者 住所 木更津市潮浜一丁目〇-〇  
 氏名 クリーン商事 株式会社  
 代表取締役 木更津 太郎 印  
 (法人の場合は所在地、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 0438-36-0000

木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第10条第1項の規定により、令和8年度分の減量化及び資源化計画を次のとおり届け出します。

建築物の名称	クリーンビル	建築年月日	昭和60年 4月 4日	複合用途の場合に記入して下さい。				
建築物の所有者	住所 木更津市潮浜一丁目〇-〇 氏名 クリーン商事 株式会社 連絡先 電話番号 0438-36-0000	建築用途	複合用途	事務所	2社	計	2,500 m <sup>2</sup>	
		収容人員	(職員)	〇〇人	飲食店	1社	計	100 m <sup>2</sup>
			(外来者等)	〇〇人/日	小売店	1社	計	500 m <sup>2</sup>
延床面積	3,100 m <sup>2</sup>	地上	5階	( )	社	計	m <sup>2</sup>	
			地下	1階	( )	社	計	m <sup>2</sup>
				( )	社	計	m <sup>2</sup>	
				( )	社	計	m <sup>2</sup>	
				( )	社	計	m <sup>2</sup>	
				( )	社	計	m <sup>2</sup>	
				( )	社	計	m <sup>2</sup>	
				( )	社	計	m <sup>2</sup>	
占有者の名称	廃棄物の保管場所	廃棄物の処理及びリサイクルの流れ (フロー図)						
	1 箇所 10 m <sup>2</sup> (保管設備・数量)							
	再生利用等の対象となる 廃棄物の保管場所							
	1 箇所 10 m <sup>2</sup> (保管設備・数量)							

減量化・資源化等の計画

処理区分 ごみの内訳	前年度の実績			本年度の計画			処理方法 (委託・自己処理・)			
	ごみ発生量 (A)+(B)	内訳		ごみ発生量 (C)+(D)	内訳		委託業者の名称			
		廃棄量 (A)	資源化量 (B)		廃棄量 (C)	資源化量 (D)	廃棄物処理	資源回収	再生	
分類できない場合は一括して記入して下さい	紙ごみ(OA紙)	5.0	5.0	0.0	5.0	2.0	3.0	〇〇運輸	〇〇商事	
	紙ごみ(新聞・雑誌)	35.0	30.0	5.0	35.0	0.0	35.0	-	〇〇商事	
	紙ごみ(段ボール)	15.0	5.0	10.0	15.0	0.0	15.0	-	〇〇商事	
	紙ごみ(その他の紙)	3.0	3.0	0.0	3.0	2.0	1.0	〇〇運輸	〇〇商事	
	厨芥類(生ごみ)	5.0	5.0	0.0	5.0	5.0	0.0	〇〇運輸	-	
	空きびん	2.0	2.0	0.0	2.0	0.0	2.0	-	〇〇商事	
	空き缶	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	-	〇〇商事	
	プラスチック類 ( )	0.5	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	-	〇〇商事	
	不燃ごみ ( )	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	0.0	〇〇運輸	-	
	粗大ごみ ( )									
合計	67.0	52.0	15.0	67.0	9.5	57.5	(自己処理の場合の処分先)			

## 【参考資料】法律、条例、規則の抜粋

## 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

## 第 6 条の 2

## 第 5 項

市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

## 2 木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年条例第 21 号）

（事業用大規模建築物の所有者の減量義務）

## 第 9 条

事業の用に供する大規模な建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の再生利用をすること等により事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

（減量化及び資源化計画）

## 第 10 条

## 第 1 項

事業用大規模建築物の所有者は、毎年 1 回、規則で定めるところにより、事業系廃棄物の種類、発生量の見込み、再生利用の方策に関する事項等を定めた事業系廃棄物の減量化及び資源化に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

## 第 2 項

事業用大規模建築物の所有者は、前項に規定する計画に従って、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

## 3 木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成 5 年規則第 37 号）

（事業用大規模建築物）

## 第 2 条

条例第 9 条に規定する事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗
- (2) 前号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が 3,000 平方メートル以上（同一敷地内に 2 以上の建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）がある場合にあつては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が 3,000 平方メートル以上）の建築物

（減量化及び資源化計画書）

## 第 3 条

条例第 10 条第 1 項に規定する届け出は、減量化及び資源化計画書（別記第 1 号様式）により、毎年 5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。